

四 半 期 報 告 書

第88期 第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

森永乳業株式会社

(E00331)

目 次

第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	2
1	【主要な経営指標等の推移】	2
2	【事業の内容】	3
3	【関係会社の状況】	3
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【生産、受注及び販売の状況】	4
2	【事業等のリスク】	5
3	【経営上の重要な契約等】	5
4	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3	【設備の状況】	9
第4	【提出会社の状況】	9
1	【株式等の状況】	9
(1)	【株式の総数等】	9
①	【株式の総数】	9
②	【発行済株式】	9
(2)	【新株予約権等の状況】	10
(3)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	21
(4)	【ライツプランの内容】	21
(5)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	21
(6)	【大株主の状況】	21
(7)	【議決権の状況】	22
①	【発行済株式】	22
②	【自己株式等】	23
2	【株価の推移】	23
3	【役員の状況】	23
第5	【経理の状況】	24
1	【四半期連結財務諸表】	25
(1)	【四半期連結貸借対照表】	25
(2)	【四半期連結損益計算書】	27
	【第2四半期連結累計期間】	27
	【第2四半期連結会計期間】	28
(3)	【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	29
	【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	31
	【表示方法の変更】	31
	【簡便な会計処理】	32
	【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	32
	【注記事項】	32
	【事業の種類別セグメント情報】	35
	【所在地別セグメント情報】	35
	【海外売上高】	35
	【セグメント情報】	36
2	【その他】	41
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	42
連結／前年／レビュー報告書		43
連結／当年／レビュー報告書		44

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第88期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古川 紘一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	常務執行役員財務部長 三浦 幸男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	常務執行役員財務部長 三浦 幸男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第2四半期連結 累計期間	第88期 第2四半期連結 累計期間	第87期 第2四半期連結 会計期間	第88期 第2四半期連結 会計期間	第87期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	314,685	316,177	160,867	165,125	585,116
経常利益（百万円）	13,179	14,327	7,518	8,959	17,018
四半期（当期）純利益（百万円）	6,987	5,315	4,017	2,939	8,017
純資産額（百万円）	—	—	102,516	107,520	103,635
総資産額（百万円）	—	—	356,133	360,531	357,880
1株当たり純資産額（円）	—	—	400.08	421.57	405.26
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	27.67	21.18	15.91	11.71	31.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	27.62	21.14	15.88	11.69	31.72
自己資本比率(%)	—	—	28.4	29.3	28.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	24,183	29,275	—	—	29,497
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,405	△11,095	—	—	△15,587
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△10,730	△15,804	—	—	△4,762
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（百万円）	—	—	8,420	14,898	12,555
従業員数(名)	—	—	5,592	5,705	5,653

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。

2 売上高には消費税等は含めておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	5,705 [2,554]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（定年退職後の再雇用社員を含む）は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	3,146 [783]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（定年退職後の再雇用社員を含む）は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（%）
食品事業	104,840	—
その他の事業	1,022	—
合計	105,862	—

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
食品事業	—	—	—	—
その他の事業	1,590	—	2,104	—
合計	1,590	—	2,104	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（%）
食品事業	160,001	—
その他の事業	6,493	—
セグメント間の内部売上高または振替高	△1,368	—
合計	165,125	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載をしておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクについて、一部追加をいたしました。

(1) 酪農乳業界について

- ・わが国政府はT P P（環太平洋経済連携協定）への参加を検討しておりますが、参加が実現し、牛乳・乳製品の関税制度に大きな変更がある場合は、当社グループの業績および財政状態などに大きく影響する可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、経済政策の効果などにより緩やかな回復基調をたどりましたが、依然として雇用情勢は厳しく、欧米経済の減速や円高・株安の傾向が強まるなど、引き続き景気の先行きは不透明な状況にあります。

食品業界におきましても、消費者の節約志向、低価格志向が定着し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもとで、当社グループは、お客さまのニーズに応えた商品の開発、改良に努めるとともに、厳しい市場環境の中で、積極的に販売促進活動を行ってまいりました。一方で、原材料の有利調達および生産・物流の合理化や経費の削減など、各部門において引き続き、徹底したローコストオペレーションに取り組みました。

これらの結果、森永乳業単体の売上高は、牛乳類、乳飲料、プリンなどは前年同期実績を下回りましたが、猛暑の影響もありアイスクリームが大幅に売上を拡大したほか、チーズ、飲料なども前年同期実績を上回り、合計で前年同期実績を上回りました。また、連結子会社の売上高も前年同期実績を上回り、当社グループの連結売上高は1,651億2千5百万円（前年同期比2.6%増）となりました。

連結の利益面では、営業利益90億7千9百万円（前年同期比20.1%増）、経常利益89億5千9百万円（前年同期比19.2%増）となりました。しかしながら、四半期純利益は、投資有価証券の評価損の計上により29億3千9百万円（前年同期比26.9%減）となりました。

セグメントの状況（セグメント間取引消去前）は次のとおりです。

(1) 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当第2四半期連結会計期間の売上高は1,600億1百万円となり、また、営業利益は106億3千3百万円となりました。

(2) その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は64億9千3百万円となり、また、営業利益は7億8千7百万円となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が21億8千6百万円あります。

2. キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間3ヶ月間の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ44億4千7百万円増の202億4千7百万円となりました。これは税金等調整前四半期純利益は減少しましたが、期中における売上債権や仕入債務の増減による収支が改善されたことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ4億4千1百万円支出増の△47億6千1百万円となりました。これは主に固定資産の取得による支出によるものです。

これらを合計したフリー・キャッシュ・フローは、前年同期に比べ40億5百万円増の154億8千5百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ19億7千万円支出減の△134億7千5百万円となりました。これは主に前年同期における短期借入金の返済が多かったことによるものです。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前年同期末に比べ64億7千7百万円増の148億9千8百万円となりました。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりです。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討ある

いは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。旧プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の当社第87期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとされておりましたが、当社は、本総会において株主のみなさまの承認をいただき、旧プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました。（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひ

いては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができる」とされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

4. 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は、12億4千3百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

わが国の経済は、厳しい雇用情勢や物価のデフレ状況が続いていることに加え、円高・株安が進行しており、景気がさらに下押しされるリスクがあると見込まれます。

食品業界におきましても、節約志向、低価格志向の定着や、競合他社とのさらなる競争激化が予想され、厳しい経営環境が続くものと見込まれます。

当社グループは、原料乳製品などの国際価格が前期に比べて高い水準で推移していることから、当期以降の原材料コストは増加するものと見込んでおります。これらに対処するために、お客様のニーズに合った商品の提供による売上拡大、利益率の高い商品の拡売による収益力の向上、および原材料の有利調達など一層のローコストオペレーションの徹底を重点課題として取り組んでおります。

6. 財政状態

(1)貸借対照表の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産の部は、主に季節的要因により「受取手形及び売掛金」が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ26億5千1百万円増の3,605億3千1百万円となりました。

負債の部は、同様に季節的要因により「支払手形及び買掛金」は増加しましたが、借入金及び社債が減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ12億3千3百万円減の2,530億1千1百万円となりました。

純資産の部は、「利益剰余金」が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ38億8千5百万円増の1,075億2千万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の28.4%から29.3%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の405.26円から421.57円となりました。

(2)財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関14行と総額300億円のコミットメントライン契約を締結しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） (平成22年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	253,977,218	253,977,218	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株であります。
計	253,977,218	253,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。 2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 (1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えた場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間 3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権
平成18年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	94,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成37年8月12日から平成38年8月11日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成19年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	117,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行なうことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかるわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者が再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成38年8月14日から平成39年8月13日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 (注) 2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	106,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行なうことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成39年8月13日から平成40年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成21年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 324 資本組入額 162 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行ふものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成40年8月13日から平成41年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 (注) 2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成22年7月12日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数（個）	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月13日 至 平成42年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 268 資本組入額 134 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成41年8月13日から平成42年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日または決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいちずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 (注) 2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	－	253,977,218	－	21,704	－	19,478

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	26,248	10.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	15,357	6.05
株式会社みずほ銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟	12,404	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,192	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,030	4.34
株式会社みずほコーポレート銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟	7,303	2.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号	6,942	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株 式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,644	2.62
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,617	1.82
森永乳業従業員持株会	東京都港区芝5丁目33-1	4,019	1.58
計	－	106,758	42.03

(注) 1 森永製菓株式会社は26,248千株を所有しておりますが、同社はこのほかに5,200千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。

なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社が指図権を留保しております。

- 2 大株主は平成22年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。
 なお、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から平成22年1月18日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成22年1月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	10,402	4.10

また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年3月29日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成22年3月22日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942	2.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,042	6.32
三菱UFJ証券株式会社	283	0.11
三菱UFJ投信株式会社	756	0.30
エム・ユー投資顧問株式会社	380	0.15

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,044,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 248,124,000	248,124	—
単元未満株式	普通株式 2,753,218	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,977,218	—	—
総株主の議決権	—	248,124	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式381株が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	3,044,000	—	3,044,000	1.20
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	3,100,000	—	3,100,000	1.22

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	381	382	361	347	369	371
最低(円)	355	336	324	317	321	352

(注) 株価は、東京証券取引所（市場第一部）の市場相場であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	15,269	12,910
受取手形及び売掛金	55,274	49,702
商品及び製品	23,705	27,382
仕掛品	667	973
原材料及び貯蔵品	6,331	6,992
その他	15,568	13,927
貸倒引当金	△1,281	△1,176
流动資産合計	115,535	110,712
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 71,479	※1 72,449
機械装置及び運搬具（純額）	※1 58,229	※1 60,072
土地	72,402	71,725
その他（純額）	※1 13,010	※1 12,086
有形固定資産合計	215,122	216,334
無形固定資産	※3 5,459	※3 5,517
投資その他の資産		
投資有価証券	13,761	14,051
その他	10,918	11,663
貸倒引当金	△266	△398
投資その他の資産合計	24,414	25,315
固定資産合計	244,995	247,167
資産合計	360,531	357,880

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成22年9月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)

負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	67,867	59,365	
短期借入金	6,062	6,870	
1年内返済予定の長期借入金	5,485	5,997	
1年内償還予定の社債	—	10,000	
未払法人税等	5,450	3,619	
未払費用	32,172	29,854	
その他	22,729	22,314	
流動負債合計	139,768	138,022	
固定負債			
社債	60,000	60,000	
長期借入金	30,507	33,147	
退職給付引当金	11,488	11,668	
その他	※3 11,245	※3 11,406	
固定負債合計	113,242	116,222	
負債合計	253,011	254,245	
純資産の部			
株主資本			
資本金	21,704	21,704	
資本剰余金	19,442	19,442	
利益剰余金	67,083	63,522	
自己株式	△1,138	△1,129	
株主資本合計	107,091	103,539	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△981	△1,833	
繰延ヘッジ損益	△1	35	
為替換算調整勘定	△322	△37	
評価・換算差額等合計	△1,305	△1,835	
新株予約権	173	142	
少数株主持分	1,560	1,788	
純資産合計	107,520	103,635	
負債純資産合計	360,531	357,880	

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	314,685	316,177
売上原価	217,200	215,215
売上総利益	97,484	100,962
販売費及び一般管理費	※ 84,469	※ 86,652
営業利益	13,015	14,309
営業外収益		
受取利息	59	55
受取配当金	245	279
受取家賃	240	251
持分法による投資利益	138	103
その他	579	487
営業外収益合計	1,263	1,178
営業外費用		
支払利息	874	965
その他	226	195
営業外費用合計	1,100	1,160
経常利益	13,179	14,327
特別利益		
固定資産売却益	1	58
負ののれん発生益	—	68
補助金収入	45	21
移転補償金	45	—
その他	—	10
特別利益合計	92	158
特別損失		
固定資産処分損	487	144
(財)ひかり協会負担金	823	833
減損損失	12	5
投資有価証券売却損	278	0
投資有価証券評価損	—	2,528
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	263
その他	191	6
特別損失合計	1,793	3,781
税金等調整前四半期純利益	11,478	10,704
法人税等	4,341	5,414
少数株主損益調整前四半期純利益	—	5,290
少数株主利益又は少数株主損失(△)	149	△25
四半期純利益	6,987	5,315

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	160,867	165,125
売上原価	110,113	111,815
売上総利益	50,753	53,310
販売費及び一般管理費	※ 43,195	※ 44,231
営業利益	7,557	9,079
営業外収益		
受取利息	33	33
受取配当金	10	2
受取家賃	118	125
持分法による投資利益	93	59
その他	275	226
営業外収益合計	531	447
営業外費用		
支払利息	439	471
その他	130	95
営業外費用合計	570	566
経常利益	7,518	8,959
特別利益		
固定資産売却益	0	0
負ののれん発生益	—	54
移転補償金	45	—
その他	—	0
特別利益合計	45	55
特別損失		
固定資産処分損	450	113
(財)ひかり協会負担金	390	399
減損損失	12	5
投資有価証券売却損	278	—
投資有価証券評価損	—	2,268
その他	118	3
特別損失合計	1,249	2,789
税金等調整前四半期純利益	6,315	6,225
法人税等	2,177	3,284
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,941
少数株主利益	120	2
四半期純利益	4,017	2,939

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,478	10,704
減価償却費	8,080	8,465
減損損失	12	5
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△150	△130
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△109	△28
投資有価証券評価損益（△は益）	0	2,528
受取利息及び受取配当金	△305	△335
支払利息	874	965
固定資産売却損益（△は益）	△1	△58
固定資産処分損益（△は益）	487	144
売上債権の増減額（△は増加）	△7,281	△5,683
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,163	4,339
仕入債務の増減額（△は減少）	6,058	9,351
未払費用の増減額（△は減少）	3,858	2,214
その他	2,326	874
小計	27,492	33,359
利息及び配当金の受取額	326	354
利息の支払額	△763	△888
法人税等の支払額	△2,872	△3,549
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,183	29,275
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△12	—
有価証券の売却による収入	0	—
固定資産の取得による支出	△8,184	△9,703
固定資産の売却による収入	152	77
投資有価証券の取得による支出	△117	△1,389
投資有価証券の売却による収入	0	1
出資金の回収による収入	0	—
貸付けによる支出	△4,029	△4,492
貸付金の回収による収入	3,802	4,424
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△18	—
その他	—	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,405	△11,095

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△2,303	△576
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	△5,000	—
長期借入れによる収入	660	—
長期借入金の返済による支出	△1,891	△2,807
社債の償還による支出	△250	△10,000
自己株式の売却による収入	1	4
自己株式の取得による支出	△12	△13
配当金の支払額	△1,515	△1,758
少数株主への配当金の支払額	△7	△4
その他	△412	△647
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,730	△15,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	△37	△50
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	5,009	2,325
現金及び現金同等物の期首残高	3,411	12,555
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の增加額	—	17
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,420	※ 14,898

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益及び経常利益はそれぞれ6百万円、税金等調整前四半期純利益は270百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は350百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>(3) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取り扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(税金費用の計算)	
税金費用については、当社（提出会社）及び連結子会社において当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 2 偶発債務 債務保証 ① 株サンフコの取引先に対する商品代金2百万円について、債務保証しております。 ② 株ミックの銀行借入145百万円について、債務保証しております。 債務保証 計 148百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2 偶発債務 債務保証 ① 株サンフコの取引先に対する商品代金1百万円について、債務保証しております。 ② 株ミックの銀行借入151百万円について、債務保証しております。 債務保証 計 153百万円
※3 無形固定資産にはのれん1,177百万円が、固定負債その他には負ののれん2,484百万円がそれぞれ含まれております。	※3 無形固定資産にはのれん1,218百万円が、固定負債その他には負ののれん2,585百万円がそれぞれ含まれております。
4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当第2四半期連結会計期間末において借入は実行しておりません。	4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末において借入は実行しておりません。
コミットメントラインの総額 30,000百万円 借入実行残高 — " " 借入未実行残高 30,000 "	コミットメントラインの総額 30,000百万円 借入実行残高 — " " 借入未実行残高 30,000 "

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。
(1) 販売費	(1) 販売費
拡売費 34,654百万円	拡売費 36,653百万円
運送費・保管料 24,234百万円	運送費・保管料 23,985百万円
従業員給料・賞与 6,230百万円	従業員給料・賞与 6,164百万円
(2) 一般管理費	(2) 一般管理費
従業員給料・賞与 4,327百万円	従業員給料・賞与 4,596百万円
地代・家賃・保険料 1,094百万円	地代・家賃・保険料 1,070百万円

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。
(1) 販売費	(1) 販売費
拡売費 18,024百万円	拡売費 18,987百万円
運送費・保管料 12,649百万円	運送費・保管料 12,516百万円
従業員給料・賞与 3,183百万円	従業員給料・賞与 3,155百万円
(2) 一般管理費	(2) 一般管理費
従業員給料・賞与 2,258百万円	従業員給料・賞与 2,363百万円
地代・家賃・保険料 529百万円	地代・家賃・保険料 520百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係
現金及び預金 9,193百万円	現金及び預金 15,269百万円
預入期間が3ヶ月を超える △772〃	預入期間が3ヶ月を超える △370〃
定期預金等	
現金及び現金同等物 8,420〃	現金及び現金同等物 14,898〃

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日至平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 253,977千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,044千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年度新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 73千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 一百万円

(2) ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 173百万円

4. 配当に関する事項

配当支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,756	利益剰余金	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	155,446	5,421	160,867	—	160,867
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	1,699	1,699	△1,699	—
計	155,446	7,120	162,566	△1,699	160,867
営業利益	10,811	841	11,652	△4,095	7,557

前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	303,735	10,950	314,685	—	314,685
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	3,604	3,604	△3,604	—
計	303,735	14,554	318,289	△3,604	314,685
営業利益	20,467	1,503	21,970	△8,954	13,015

(注) 事業区分については、当社の事業目的ならびに日本標準産業分類を参考に、食品事業、その他の事業に区分いたしました。なお、各事業区分に属する主要な製品は次のとおりです。

食品事業……………市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料など

その他の事業………飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸など

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）において該当事項はありません。

（本国以外の国または地域に所在する連結子会社の売上高は、全セグメントの売上高の10%未満であります。）

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）において該当事項はありません。

（海外売上高は連結売上高の10%未満であります。）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

当社グループの報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために独立した財務情報を把握している構成単位で、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは製品・サービス別の各事業を基礎とした事業セグメントから構成されており、その中から「食品事業」を報告セグメントとしております。

「食品事業」では主に市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料などの製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	305,673	10,503	316,177	—	316,177
セグメント間の内部売上高または振替高	—	3,096	3,096	△3,096	—
計	305,673	13,600	319,274	△3,096	316,177
セグメント利益	17,103	1,785	18,888	△4,578	14,309

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	160,001	5,124	165,125	—	165,125
セグメント間の内部売上高または振替高	—	1,368	1,368	△1,368	—
計	160,001	6,493	166,494	△1,368	165,125
セグメント利益	10,633	787	11,421	△2,342	9,079

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額の内容は以下のとおりであります。

(百万円)

	当第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結会計期間
セグメント間取引消去	△387	△155
全社費用※	△4,191	△2,186
合計	△4,578	△2,342

※ 全社費用は、主に事業セグメントに配賦していない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）

デリバティブ取引の当第2四半期連結会計期間末における契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 30百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 115,000株
付与日	平成22年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合 平成41年8月13日から平成42年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日または決議日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成22年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成22年8月13日から平成42年8月12日まで
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	267

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、第1四半期連結会計期間の期首と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成22年9月30日）

賃貸等不動産の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成22年 9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
1 株当たり純資産額	421.57円	1 株当たり純資産額

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1 日 至 平成21年 9月30日)		当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成22年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	27.67円	1 株当たり四半期純利益金額
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	27.62円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1 日 至 平成21年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成22年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	6,987	5,315
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	6,987	5,315
期中平均株式数（千株）	252,512	250,934
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	441	536
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 15.91円	1株当たり四半期純利益金額 11.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 15.88円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 11.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	4,017	2,939
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,017	2,939
期中平均株式数（千株）	252,504	250,933
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	472	565
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	————	————

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(退職給付制度の変更) 当社は平成22年10月1日付けで退職年金制度を改定し、適格退職年金制度から規約型確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行いたしました。この改定により退職給付債務の変動が見込まれますが、影響額につきましては現在算定中であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成澤 和己 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大坂谷 卓 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成澤 和己 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大坂谷 卓 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。